

吹田民主商工会

いんぷおめ〜しよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

私たちの要求が実現する政治へ

厳しい物価高が続き、イランとイスラエル間の紛争により原油価格も押し上げています。石破政権はこれまでガソリンや光熱費などの補助、備蓄米の放出などで対処療法的な政策に終始しています。さらには参議院選挙を目前に、一度は批判を受けて撤回した現金給付の再検討まで始めています。一人当たり2万円（非課税世帯には4万円）としていますが、今の物価高に見合うものではありません。もし消費税を一律5%に減税すれば一人当たり年間約12万円以上と試算されています。消費税減税を求める世論は高まり、マスコミの世論調査でも7割が減税や廃止を求めています。財源は様々な議論がありますが、法人税や株式税制など富裕層への減税を是正すれば確保できます。そして物価高騰の原因の一つである異常な円安の是正や国民の収入を引き上げる政策も必要です。不安定な国際情勢や紛争解決でも平和外交で多くの国と良好な関係を維持してきた日本だからこそできることがあります。参議院選挙に向けて政治を考える機会にしましょう。

拡大統一行動 会員訪問活動

民商の定期総会に向けた拡大統一行動を兼ねて日曜日に会員訪問を行いました。家族や本人が最近入院していたと話が3人の会員からあり、共済会に加入している方には給付金の請求を勧めました。飲食店の会員は消費税減税に期待しているという話に、またいまの物価高に2万円程度の給付では「焼け石に水」と怒りの声もありました。

伝言板

国民健康保険料 減免申請会

6月23日(月) 14時00分 民商会館

6月25日(水) 19時00分 民商会館

確定申告書の控え、収支計算書（昨年と今年5月まで）と保険料決定通知書、筆記用具と電卓をご持参ください。

記帳会

7月6日(日) 10時00分 民商会館

持ち物 記帳に必要な用紙（ノート等）もしくはパソコン伝票や領収書、請求書、事業用の預金通帳など原始資料

2025年国民平和大行進 吹田コース

7月6日(日) 15時40分（岸辺駅から南の交差点合流）

広島・長崎で毎年開催される原水爆禁止世界大会の成功と世論を広げるために行進する活動です。

青年部経営学習会

たった一人を大切に経営 N1分析を学ぼう

7月29日(火) 19時00分 会場未定

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともに！

収支内訳書の提出依頼は慌てずに

例年6月になると収支内訳書の提出を求める行政指導が大阪国税局から送付されます。国税庁は業務の集中と集約を図っているため、業務センターより大阪国税局長の通知になると思われます。届いた際には慌てて対応せず不安があれば民商までご連絡ください。送付があった際には提出を希望しない会員で集まり返還行動を開催します。

「収支内訳書」は1984年に国税通則法が改悪され法制化されました。罰則付きの義務として導入が狙われましたが、民商・全商連が中心となって短期間に600万人と17500団体の署名が集められるなど大きな反対運動を展開。結果、罰則のない「訓示規定」となりました。また当時の参議院大蔵委員会では「記帳・記録保存及び確定申告書に添付する書面制度等に関しては、その内容方式等について納税者に過大な負担となることがないよう十分留意するとともに、適正な運用に努めること」と「付帯決議」がなされました。財務省令では収入については売上・賃料・家事消費・その他の収入の4科目、費用では売上原価・雇人費・外注工賃・減価償却費・貸倒金・地代家賃・利子割引料とそれ以外は「その他の経費」にまとめられました。しかし今の収支内訳書は「その他の経費」についても詳細な科目別の金額や売上先・仕入先・地代家賃・給与賃金など取引先・従業員の名称や取引金額の記載欄まで設けられており、財務省令に反した様式を使用しています。「書類の提出について」は例年、同じ文書になっています。収支内訳書の提出のお願いは「行政指導」とされています。この行政指導については「行政手続法」で規定されています。その中の第32条（行政指導の一般原則）では「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるもの」とされ、その2項では「行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」とされています。毎年の税務署交渉でも未提出によって不利益な扱いがされないこと、また税務調査の理由によつてこの「お願い」に応じるか応じないかは納税者の意思に任されているものです。

〒吹田市
様

〒吹田市
令和 年 月 日
大阪国税局長

書類の提出について

税務行政につきましては、日頃から御協力いただきありがとうございます。
あなたが提出された令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書につきまして、下記の2印の書類が添付されていませんでした。
つきましては、下記の2印の書類を同封の封筒にて 月 日()までに御提出ください。
なお、提出された書類等に基づき、確定申告書の内容を確認させていただいた結果、後日連絡をさせていただく場合がありますので、御承知ください。

記

○ 以下の2の書類の添付がございませんので、御提出いただくようお願いします。

☐ 贈与税の損失額等の明細書	☐ 青色申告決算書(一般用)
☐ 社会保険料控除証明書	☐ 青色申告決算書(不動産所得用)
☐ 医療費控除の明細書	☐ 収支内訳書(一般用)
☐ 寄附金控除に関する受領証明書	☒ 収支内訳書(不動産所得用)
☐ 寄附金控除に関する受領証明書	☐ 収支内訳書(一般用)
☐ (特定増収等)住宅借入金等特別控除に関する書類()	☐ 消費税等申告書付表()
☐ 消費税の還付申告に関する明細書	

※ 青色申告決算書などの様式は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます。
また、税務署にも用意しています。
※ 既に、書類を提出されている場合には、申し訳ございませんが、その旨を御返書まで御連絡ください。
上記の2印の書類は、各税務署等の適用要件の異なる確定申告書の提出の観点から併付等が義務付けられておらず、行政指導として提出をお願いしているものです。
※ 申告書(添付書類を含む。)や決定書などを税務署に提出して必要があると思われる場合は、調査を実施する場合があります。この場合において、調査に基づき、申告内容を修正することとなったときは、過少(額)申告加算税が課税されることがあります。
※ この文書は、大阪国税局業務センター南分室から発送しております。
連絡先 担当 吹田税務署 個人課税第4部門 電話 06-6380-3911 (内線)
※ 税関に申請した場合は、税務署の電話番号にのっていただく必要はありません。自動申告システムにあって、(2)を添付してください。
※ この文書に添付して送られる場合は窓口は吹田税務署です。
この文書による行政指導の責任者は、税関の職員です。